



11月9日は「119番の日」 正しい119番緊急通報要領の呼びかけ

～迅速・確実な消防活動のために～

防災情報室

11月9日は「119番の日」

消防庁では、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに、防災意識の高揚、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としています。

住民からの的確な119番通報は、国民の生命財産を守る消防活動の迅速さ、確実性につながります。

119番通報時の留意点をまとめましたのでご活用下さい。



How to 119番通報

一刻一秒を争う消火活動や救急・救助活動の始動のために119番通報は重要なものです。

119番通報の受信は管轄する消防本部の指令室や消防署所の通信室で行っています。年間の119番通報件数は全国で847万件（平成24年中）にのぼっており、統計的にみると3.7秒に1回、15人に1人が119番通報をしていることとなります。いつ、通報する場面に遭遇するか分かりませんので、いざという時のために、119番通報にあたっての留意事項を紹介します。

①一般的な留意事項

119番通報の際、消防本部等の指令管制員から「**火事ですか？救急ですか？**」と聞かれます。また、次のような情報をお尋ねしますので、落ち着いて対応をお願いします。

<火災の場合>

- ・住所（近くの目標物・何階か？）
- ・何が燃えているか？
- ・逃げ遅れはないか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<救急の場合>

- ・住所（近くの目標物・何階か？）
- ・誰がどうしたのか？
- ・通報者の氏名・電話番号

<事故の場合>

- ・住所（近くの目標物等）
- ・どういう事故か？
- ・怪我人（閉じこめられている人）はいるか？
- ・通報者の氏名・電話番号

なお、適切な病院搬送を行うため、傷病者の年齢、持病、かかりつけの病院などをお尋ねする場合があります。また、傷病者への気道確保や胸骨圧迫（心臓マッサージ）などの応急手当をお願いする事があります。

②携帯電話からの通報にかかる注意点

近年の携帯電話の普及に伴い、携帯電話による119番通報は、通報総数の約4割を占めています。平成19年

4月より、携帯電話からの119番通報時に、通報者の位置情報が消防本部に通知されるシステムの運用が始まりました。平成25年4月1日現在、574消防本部でこのシステムが導入されていますが、迅速かつ的確な消防業務を行うため、次の2点のご協力をお願いします。

《通報場所の住所の確認》

分からない場合は、近くの人に聞く、道路の看板、電柱等で確認するなどの手段があります。

《通報後も携帯電話、PHSの電源は入れたままで》

確認のため、消防本部から折り返し電話をかけることがあります。

③ I P 電話からの通報にかかる注意点

加入者番号が「050」から始まる電話番号は、119番通報できないものがありますので、自宅の I P 電話が緊急通報に対応しているか、契約している I P 電話事業者を確認してください。対応していない場合は、携帯電話から119番通報するか、お住まいの地域を管轄している消防本部の電話番号を控えておけば、いざという時に慌てずに通報できます。

④音声以外の119番通報

電話による音声通報以外の119番緊急通報手段として、FAXやインターネット（Eメール）による119番通報を受け付けている消防本部もあります。通報の方法は、消防本部により異なりますので、管轄する消防本部にお問い合わせください。

119番通報の訓練をしよう！



火災や救急の必要な場面に遭遇したときには、落ち着いて119番通報することが大切ですが、いざというときに、冷静に必要な情報を伝えるのは難しいことです。このため、消防本部では地域の消防訓練などにあわせて、119番の通報訓練を受け付けています。事前に通報訓練を行うことを連絡した上で、実際に119番通報を体験できるものです。通報訓練を体験しておけば、実際の通報時には大変有効と考えられますので、ご希望の場合にはお近くの消防署へご相談ください。



問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室 松崎、鈴木
TEL: 03-5253-7526